

関川村農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

1. 農業委員会の農地利用最適化推進委員職務内容及び募集人数等

(1)職務内容

農地法及び農業委員会等に関する法律で規定されている業務（農地の利用集積の推進、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、農地利用状況調査等）

(2)募集人数

	地区名	地区の区域	募集人数	備考
1	下関・上関 ・四ヶ字	下関・上関・辰田新・打上 勝蔵・南赤谷・内須川	1人	
2	霧出	山本・幾地・歙江沢・上土沢・下土沢・大島	1人	
3	七ヶ谷 ・九ヶ谷	蔵田島・久保・鮎谷・金俣・大石・安角 上川口・下川口・荒川台・大内渕・片貝 聞出・沼・金丸・八ツ口	1人	
4	湯沢・川北	高瀬・沢・湯沢・松平・滝原・上野山・小見 小見前新田・松ヶ丘・平内新・高田・桂	1人	
5	女川	上野原・深沢・上野新・若山・上野・小和田 中東・田麦千刈・蕨野・上新保・蛇喰・南中 宮前・朴坂	1人	
計			5人	

(3)任 期 令和6年8月1日 から 令和9年7月31日

(4)報 酬 額 月額 28,000円

月額報酬のほかに、活動実績や成果実績に応じて支給される報酬があります。（年額412,000円以内）

2. 応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次に該当する方は応募できません。

①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③農業委員となる者

注) 教育委員会委員など他の法律で農業委員との兼職が禁止されている役職がありますので注意願います。

3. 応募の受付期間及び手続き

応募要項及び申込書は、村ホームページのほか、農業委員会事務局に備えてあります。

(1)受付期間 令和6年3月1日(金) から 令和6年3月29日(金) まで

(2)受付時間 土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3)提出書類 農地利用最適化推進委員応募申請書、住民票(村内の方は省略可)

※ 申請書類は、令和6年3月29日(金) までに郵送又は直接提出してください。

4. 選考方法 書類選考等(必要に応じて面接を行う場合があります。)

5. 選考の結果通知 選考の結果については、令和6年7月中旬頃に通知します。

6. 推薦及び応募の状況の公表

募集期間中と募集期間終了後の2回、ホームページ等で下記について公表します。

①推薦をする者(個人)については、「氏名」「年齢」「性別」「職業」

②推薦をする者(団体)については、「名称」「代表者」又は「組織概要」

③推薦を受ける者又は応募する者は「氏名」「年齢」「性別」「職業」「経歴及び農業経営の状況」

④「推薦又は応募の理由」

⑤「推薦を受けた者の数」及び「応募した者の数」

7. その他

農業委員と重複して推薦及び応募することができますが、農業委員と推進委員を兼ねることができません。

重複して推薦及び応募した場合、先に農業委員の候補者の選考を実施し、この選考に漏れた場合に限り、推進委員の候補者となることができます。

8. 問合せ先及び申請書受付窓口

〒959-3292

関川村大字下関912番地

関川村農業委員会事務局(関川村役場2階 農林課内)

電話 0254-64-1447(農林課直通)

FAX 0254-64-0079

E-mail nogyoiinkai@vill.sekikawa.lg.jp